

件名

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定及び金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第一項の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十年金融庁告示第十三号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

	改正後
附則  第二条から第七条まで  削除	附則  第二条から第五条まで  削除
改正前	第六条（信用金庫及び信用金庫連合会における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置） 第六条 当分の間、第三条の規定による改正後の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この条及び次条において「新信金告示」という。）第七十三条第二項及び第三項、第五百五十六條第六項、第六百六十四条第四項並びに第二百七十条の八第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。
第七十三条第二項	標準的手法採用 金庫は、次の各号に掲げる信用金庫又は信用金庫連合会のいずれにも該当しない場合にあるは
標準的手法採用 金庫は	

<p>第七十三條第三項</p>	<p>第五百五十六條第六項</p>
<p>標準的手法採用金庫は、前項各号に掲げる信用金庫又は信用金庫連合会のいずれにも該当しない場合において</p>	<p>第七十三條（第二項及び第三項を除く。）から第七十五條の六までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、第七十三條第四項中「前三項」とあるの</p>
<p>標準的手法採用金庫が</p>	<p>第七十三條から第七十六條までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。</p>

第二百七十条の	<p style="text-align: right;">第百六十四条第 四項</p>	
同章（第七十三	<p>第七十三條（第 二項及び第三項 を除く。）から 第七十五條の六 までの規定は、 リテール向けエ クスポートジャ ーの EAD につ いて準用する。こ の場合において、 これらの規定中 「標準的手法採 用金庫」とある のは「内部格付 手法採用金庫」 と、第七十三條 第四項中「前三 項」とあるのは 「第一項」と読 み替えるものと する。</p>	<p>は「第一項」と 読み替えるもの とする。</p>
同章の規定中	<p>第七十三條から 第七十六條まで の規定は、リテ ール向けエクス ポートジャ ーの EAD につ いて準用する。こ の場合において、 標準的手法採用 金庫」とあるの は「内部格付手 法採用金庫」と 読み替えるもの とする。</p>	

八第一項

条第二項及び第三項を除く。）の規定中

2 内部格付手法採用金庫は、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD を算出する場合において、当該 EAD の算出に当たって新信金告示第七十六条に規定するカレント・エクスポージャー方式を用いているときは、当分の間、新信金告示第五十六条各項の規定により算出した EAD（当該エクスポージャーに係るものに限る。）に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD とすることが出来る。

$$\text{掛目} = \sqrt{(T_m / 10)}$$

$T_m$  は、新信金告示第七十五条第七項の規定を準用して算出したリスクのマーゼン期間をいう。この場合において、回帰中「前項」とあるのは「附則第六条第二項」と、回帰第一中「ネットイング・セット 二十営業日」とあり、及び「ネットイング・セット 十営業日」とあるのは、「ネットイング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

3 前項の規定は、内部格付手法採用金庫が、リテール向けエクスポージャーであつて、自己が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参

加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD を算出する場合について準用する。

(信用金庫及び信用金庫連合会における適格中央清算機関に係る経過措置)

**第七条** 当分の間、新信金告示第一条第七号の三に掲げる用語の意義は、同号の規定にかかわらず、第三条の規定による改正前の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(次項において「旧信金告示」という。)第一条第七号の三に定めるところによる。

2 当分の間、新信金告示第二百七十条の九の規定にかかわらず、適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、旧信金告示第二百七十条の九の規定により算出するものとする。

(最終指定親会社における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)

**第十条** 当分の間、第五条の規定による改正後の最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件(以下「新最終指定親会社告示」という。)第四十六条第一項本文(新最終

「条を削る。」

- 
- 指定親会社告示第三百三十四条第六項、第四百四十二条第四項及び第二百四十八条の七第一項において準用する場合を含む。
- ）の規定にかかわらず、最終指定親会社は、カレント・エクスポージャー方式（第五条の規定による改正前の最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（以下「旧最終指定親会社告示」という。）第四十七条に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。以下同じ。）を用いて、先渡、スワップ及びオプションその他の派生商品取引の与信相当額を算出することができる。この場合において、最終指定親会社は、全ての派生商品取引について、S A | C C Rを用いて与信相当額を算出することができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、最終指定親会社が、直近の算出基準日においてS A | C C Rを用いて派生商品取引の与信相当額を算出している場合には、あらかじめ、やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨を金融庁長官に届け出たとき又は新最終指定親会社告示第四十九条第一項の承認を受けたときを除き、これを継続して用いるものとする。
- 3 前二項の規定は、新最終指定親会社告示第四十六条第二項に規定する長期決済期間取引の与信相当額の算出について準用する。この場合において、最終指定親会社は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。
-

「条を削る。」

「条を削る。」

第十一條 最終指定親会社が包括的手法を適用する場合であつて、先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引について、カレント・エクスポージャー方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポージャーの額は、当分の間、旧最終指定親会社告示第三章第六節第三款の規定により算出するものとする。

2 最終指定親会社が簡便手法を適用する場合において、先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引について、カレント・エクスポージャー方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときに、当該適格金融資産担保が旧最終指定親会社告示第九十二條第三号及び第四号に掲げるものであるときは、当分の間、同條第三号及び第四号に定めるリスク・ウエイトを適用することができる。

第十二條 標準的手法採用最終指定親会社は、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る金融商品取引法第二條第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る商品先物取引法第二條第二十項に規定する商品清算取引その他間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る取次ぎ又はこれらに類する海外の取引（以下「清算取次ぎ等」という。）を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、

与信相当額の算出にカレント・エクスポージャー方式を用いている場合には、当分の間、旧最終指定親会社告示第百十五条の二の規定により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。この場合において、新最終指定親会社告示第十四条第一号の合計額の算出に当たっては、当該信用リスク・アセットの額を用いるものとする。

2 内部格付手法採用最終指定親会社は、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD を算出する場合において、当該 EAD の算出に当たってカレント・エクスポージャー方式を用いているときは、当分の間、新最終指定親会社告示第百三十四条各項の規定により算出した EAD（当該エクスポージャーに係るものに限る。）に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD とする事ができる。

$$\text{掛目} = \sqrt{(T_m / 10)}$$

T<sub>m</sub> は、新最終指定親会社告示第四十九条第七項の規定を準用して算出したリスクのマーキング期間をいう。この場合において、回項中「前項」とあるのは「附則第十二条第二項」と、回項第一号中「ネットティング・セット 二十営業日」とあり、及び「ネットティング・セット 十営業日」とあるのは、「ネットティング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

3 前項の規定は、内部格付手法採用最終指定親会社が、リテ

「条を削る。」

ール向けエクスポージャーであって、自己が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合について準用する。

**第十三条**

最終指定親会社カレント・エクスポージャー方式を用いる場合において、新最終指定親会社告示第二百四十八条の三第一項に規定する標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額を算出するときは、当分の間、同項の算式におけるEAD<sub>total</sub>は、包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値を、取引相手方<sup>1</sup>に係るネットイング・セットごとに算出した額とする。

2 前項の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

$$\text{(割引現在価値)} = (\text{与信相当額}) \times (1 - \text{EXP}(-0.05 \times \text{Mi})) / (0.05 \times \text{Mi})$$

Miは、新最終指定親会社告示第二百四十八条の三第一項に規定するMi

3 第一項の規定により新最終指定親会社告示第二百四十八条の三第一項の算式におけるEAD<sub>total</sub>を算出する場合において、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エク

ポージチャーに係る  $EAD_{total}$  を算出するときは、第一項に規定する額に次の掛目を乗じた額を、当該ネットイング・セットの  $EAD_{total}$  とするものとができる。

$$\text{掛目} = \sqrt{(T_m / 10)}$$

$T_m$  は、新最終指定親会社告示第四十九条第七項の規定を準用して算出したリスクの「前項」をいう。この場合において、同項中「前項」とあるのは「附則第十三条第三項」と、同項第一号中「ネットイング・セット 二十営業日」とあり、及び「ネットイング・セット 十営業日」とあるのは、「ネットイング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

（最終指定親会社における適格中央清算機関に係る経過措置）

**第十四条** 当分の間、新最終指定親会社告示第一条第七号の三に掲げる用語の意義については、第一条の規定による改正前の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この条において「旧銀行告示」という。）第一条第七号の三の規定を準用する。この場合において、新最終指定親会社告示第一条第七号の三の規定は、適用しない。

2 当分の間、適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の算出については、旧銀行告示第二百七十条の八の規定を準用する。この場合において、新最終指定親会

「条を削る。」

<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>3 社告示第二百四十八条の八の規定は、適用しない。  前二項の場合において、旧銀行告示第一条第七号の三及び  第二百七十条の八中「銀行」とあるのは、「最終指定親会社  」と読み替えるものとする。</p>
---	--

## 附 則

### (適用時期)

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。ただし、附則第十条から第十四条までを削る改正規定及び次条第二項の規定は、令和六年三月三十一日から適用する。

### (経過措置)

第二条 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和五年金融庁告示第 号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により自己資本比率の算出を行う信用金庫又は信用金庫連合会については、なお従前の例による。

2 最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（令和五年金融庁告示第 号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により連結自己資本規制比率の算出を行う最終指定親会社については、なお従前の例による。